

令和7年8月7日

東京地方最低賃金審議会

会長 本田 敦子 殿

東京地方最低賃金審議会

東京都最低賃金専門部会

部会長 本田 敦子

東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年6月30日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

当東京地方最低賃金審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。
中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であるが、企業倒産件数が増加傾向にあること及び価格転嫁率が依然として低く抑えられている状況を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者への配慮の観点から、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、

地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

なお、当専門部会の審議結果は別紙のとおりであるが、審議においては、発効日について、使用者側委員より、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が年々上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、賃金額改定の事務処理手続に関して時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。春季賃上妥結状況を

超える引上げを、法的強制力を以て行うのであれば、相応の準備期間を設けることが当然との意見があった。加えて、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に相当数の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ていることを考慮すると 10 月 1 日発効にこだわるのではなく、4 月 1 日あるいは 1 月 1 日等の指定日発効とするべきとの意見があった。

これに対し、労働者側委員からは指定日発効とすることについて、賃金原資の確保、事務手続きや就業調整の影響があることについては一定の理解はするものの、最低賃金近傍で働く労働者や労働組合がない企業で働く労働者へ賃上げ結果を 1 日でも早く波及させるという観点から、直ちに使用者側委員の意見を受け入れることは困難であるため、引続き議論していきたいとの意見があった。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。



東京都最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1, 226円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

令和7年度 東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月31日任命

(公益代表委員)

いしげ あきのり
石毛 昭範 拓殖大学 商学部 教授

はら まさと
原 昌登 成蹊大学 法学部 教授

ほんだ あつこ
本田 敦子 安西法律事務所 弁護士

(労働者代表委員)

おおしま たろう
大島 太郎 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 事務局長

かねこ とみのり
金子 富紀 電機連合東京地方協議会 事務局長

せいの あきら
清野 彰 JAM東京千葉書記長

(使用者代表委員)

かみ なおたけ
神 尚武 一般社団法人東京経営者協会 総務部長

きよた もとひろ
清田 素弘 東京商工会議所 産業政策第二部 担当部長

さかまき せいいちろう
坂巻 政一郎 東京都中小企業団体中央会 常勤参事

